第十五条の二の見出し中「支給期間」を「支給期間等」に改め、同条第一項中「その日」を「その終了する日」に改め、同条第五項を削り、同条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（子女教育手当についての外務省令への委任）

第二十六条　前二条に定めるもののほか、前条第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（在外単身赴任手当の支給額）

第二十七条　在外単身赴任手当の月額は、六万五千円を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、六万五千円）とする。

（在外単身赴任手当の支給期間）

第二十八条　在外単身赴任手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、在外職員が第六条第七項各号に掲げる在外職員に該当することとなつた日の翌日から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その在外職員がその日の前に同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた場合にあつては、同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた日の前日）まで、支給する。

2　在外単身赴任手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外単身赴任手当を支給する。

（在外単身赴任手当についての外務省令への委任）

第二十九条　前二条に定めるもののほか、在外単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十五条第五項中「五万千円」を「九万三千円」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条の見出し中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条第一項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「その日」を「その終了する日」に、「配偶者で」を「配偶者で」に改め、同条第二項及び第三項本文中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえない」を「超えない」に、「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（同行配偶者手当についての外務省令への委任）

第十九条　前二条に定めるもののほか、前条第二項の規定による同行配偶者手当の支給期間の特例その他同行配偶者手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（同行子女手当の支給額）

第二十条　同行子女手当の支給額は、同行子女一人につき同行子女手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額の百分の八に相当する額とする。

（同行子女手当の支給期間）

第二十一条　同行子女手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地（第二十四条第二項第二号又は第三項の適用を受ける同行子女にあつては、当該同行子女が学校教育を受ける本邦以外の地（以下この項及び次項において「教育地」という。）に到着した日の翌日（在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地又は教育地において同行子女に該当することとなつた者である場合にあつては、同行子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その同行子女がその終了する日の前に帰国する場合にあつてはその同行子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その同行子女がその終了する日の前に同行子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては同行子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2　在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き同行子女を旧在勤地又は教育地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり同行子女手当を支給することができる。

3　同行子女手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行子女手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の同行子女に同行子女手当を支給することができる。

（同行子女手当についての外務省令への委任）

第二十二条　同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当は、同行子女に係る分は、支給しない。

（同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当）

第二十三条　前三条に定めるもののほか、第二十一条第二項の規定による同行子女手当の支給期間の特例その他同行子女手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十三条の見出し中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改め、同条中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に、「百分の二十」を「百分の十三」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の二の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第七項中「住居手当を」を「在外住居手当を」に改め、同項第一号中「住居手当」を「在外住居手当」に、「第九条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同項第三号中「第九条の二第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（在外住居手当についての外務省令への委任）

第十六条　前二条に定めるもののほか、在外住居手当の号の適用その他在外住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第二項中「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同項第一号イ中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。）」を削り、同号ロ中「在外職員」を「当該在外職員」に改め、同条第三項中「、前項第二号」を「、同号」に、「住居手当」を「在外住居手当」に改め、同条第四項を削り、同条を第十四条とする。

第十一条第五項中「こえる」を「超える」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（在勤基本手当についての外務省令への委任）

第十三条　前二条に定めるもののほか、在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第十条第二項を削り、同条を第十一条とする。